

第二十一号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 公安職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000

44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400		
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700		
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900		
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700			
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000			
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200			
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400			
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700			
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000			

再任用警
察職員以
外の警察
職員

92	297, 800	320, 800	346, 900	382, 600	414, 600	424, 200
93	298, 500	322, 100	348, 300	382, 900	414, 900	424, 400
94	299, 800	323, 400	349, 800	383, 400		
95	300, 900	324, 800	351, 300	384, 000		
96	302, 200	326, 100	352, 800	384, 500		
97	303, 300	327, 300	354, 100	384, 900		
98	304, 500	328, 600	355, 300	385, 300		
99	305, 700	329, 900	356, 400	385, 900		
100	306, 900	331, 200	357, 600	386, 400		
101	308, 100	332, 600	358, 700	386, 800		
102	309, 100	333, 500	359, 800	387, 300		
103	310, 200	334, 600	360, 900	387, 900		
104	311, 200	335, 800	362, 100	388, 400		
105	312, 000	336, 900	363, 300	388, 700		
106	312, 600	338, 000	363, 800	389, 100		
107	313, 200	339, 000	364, 400	389, 600		
108	313, 900	340, 100	365, 000	389, 900		
109	314, 400	341, 300	365, 600	390, 200		
110	314, 900	342, 300	366, 100	390, 700		
111	315, 400	343, 300	366, 600	391, 200		
112	316, 000	344, 200	367, 100	391, 700		
113	316, 800	345, 100	367, 500	392, 000		
114	317, 500	346, 000	367, 900	392, 500		
115	318, 200	347, 000	368, 500	393, 000		
116	318, 900	348, 000	369, 000	393, 500		
117	319, 500	349, 000	369, 400	393, 800		
118	320, 300	349, 500	369, 900	394, 300		
119	321, 000	350, 100	370, 500	394, 800		
120	321, 800	350, 700	371, 000	395, 300		
121	322, 400	351, 000	371, 100	395, 700		
122	322, 700	351, 400	371, 700	396, 200		
123	323, 200	351, 900	372, 200	396, 600		
124	323, 700	352, 300	372, 600	397, 100		
125	324, 000	352, 700	373, 100	397, 500		
126			373, 600			
127			374, 100			
128			374, 600			
129			374, 900			
130			375, 400			
131			375, 900			
132			376, 400			
133			376, 700			
134			377, 200			
135			377, 600			
136			378, 000			
137			378, 300			
138			378, 800			
139			379, 300			

	140			379,800								
	141			380,100								
再任用警察職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700		

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第二 行政職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級	
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600										
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700										
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700										
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700										
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700										
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700										
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700										
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800										
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500										
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600										
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600										
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700										
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400										
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700										
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000										
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300										
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400										
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800										
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300										
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700										
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900										
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300										
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800										
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300										
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400										
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500										
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700										
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900										
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900										
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800										
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700										
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600										
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400										
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300										
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000										
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500										
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200										
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800										
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600										
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200										
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700										
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800											
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200											

44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			

再任用警
察職員以
外の警察
職員

別表第三 研究職給料表（第四系関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900

44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
74	261,200	317,800	387,800		
75	262,600	318,900	388,400		
76	263,700	320,000	389,100		
77	264,800	321,100	389,800		
78	266,000	322,100	390,400		
79	267,300	323,000	391,000		
80	268,400	323,900	391,600		
81	269,800	325,000	392,200		
82	271,100	325,800	392,800		
83	272,400	326,500	393,400		
84	273,600	327,300	394,000		
85	274,700	327,800	394,500		
86	275,800	328,300	395,000		
87	277,100	328,800	395,500		
88	278,300	329,300	396,200		
89	279,300	329,600	396,600		
90	280,500	330,100			
91	281,600	330,600			

再任用警
察職員以
外の警察
職員

92	282, 800	331, 100		
93	283, 800	331, 400		
94	284, 800	331, 800		
95	285, 800	332, 300		
96	286, 800	332, 800		
97	287, 300	333, 300		
98	288, 200	333, 800		
99	288, 900	334, 300		
100	289, 800	334, 800		
101	290, 700	335, 300		
102	291, 400	335, 800		
103	292, 100	336, 300		
104	292, 800	336, 800		
105	293, 500	337, 300		
106	294, 000	337, 700		
107	294, 500	338, 200		
108	295, 000	338, 600		
109	295, 200	339, 100		
110	295, 600	339, 500		
111	295, 900	340, 000		
112	296, 200	340, 400		
113	296, 500	340, 900		
114	296, 800	341, 300		
115	297, 100	341, 800		
116	297, 400	342, 200		
117	297, 700	342, 700		
118	298, 100	343, 100		
119	298, 400	343, 500		
120	298, 800	343, 900		
121	299, 100	344, 300		
再任用警 察職員	216, 700	257, 900	282, 700	325, 100
				383, 600

備考 この表は、犯罪鑑識及び研究業務に従事する一般職員で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行九級警察職員等」という。）に対しては、支給しない。

第十一条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「その職員」を「その警察職員」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十一条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行八級警察職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十二条第一項中「がある場合又は警察職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は警察職員に次の各号のいずれかに掲げる」に、「職員は」を「警察職員は、」に改め、「（新たに警察職員となつた者に扶養親族がある場合又は警察職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その警察職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の下に「（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「としての」を「たる」に、「前条第二項第二号、第四号又は第六号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日、警察職員に扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」を、「の扶養親族」

の下に「(行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に、「としての」を「たる」に改め、同条第三項中「これを受けている警察職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている警察職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている警察職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は警察職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている警察職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」及び「扶養手当を受けている警察職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員が配偶者のない警察職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている警察職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている警察職員の扶養親族(行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級警察職員等が行九級警察職員等以外の警察職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級警察職員等が行八級警察職員等及び行九級警察職員等以外の警察職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある警察職員で行九級警察職員等以外のものが行九級警察職員等となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある警察職員で行八級警察職員等及び行九級警察職員等以外のものが行八級警察職員等となつた場合
- 七 警察職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十三条第三項第一号本文中「額の二分の一」及び「額。」を「額」に改め、同号ただし書を削る。

第十八条の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（徳島県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十八条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定（同項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十六号）附則第七項から第十項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七項から第十項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例（以下この項から附則第六項までにおいて「第二条改正後給与条例」という。）第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行八級警察職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（警察職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（警察職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」と

あるのは「その旨（新たに警察職員となった者に扶養親族がある場合又は警察職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その警察職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）」に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）」に該当する扶養親族が、満二十

四 扶養親族たる子又は扶養親族

たる父母等がある警察職員が配偶者のない警察職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

たる父母等がある警察職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行九級警察職員等

」

にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている警察職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある警察職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている警察職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある警察職員が配偶者のない警察職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係

- る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている警察職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない警察職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 5 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行八級警察職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 6 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十一条第一項ただし書並びに第十二条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行八級警察職員等」とあるのは「行八級以上警察職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条

第二項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級警察職員等が行八級警察職員等及び行九級警察職員等」とあるのは「行八級以上警察職員等が行八級以上警察職員等」と、同項第六号中「行八級警察職員等及び行九級警察職員等」とあるのは「行八級以上警察職員等」と、「が行八級警察職員等」とあるのは「が行八級以上警察職員等」とする。

（人事委員会への委任）

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

提案理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。